

広島県教育委員会会議録

令和 2 年 1 1 月 1 3 日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和2年11月13日（金） 13：00開会

14：58閉会

1 出席者

教育長	平川	理恵
委員	細川	喜一郎
	志々田	まなみ
	近藤	いずみ
	菅田	雅夫

2 欠席委員

中村 一朗

3 出席職員

教育次長	長谷川	信男
学びの変革推進部長	富永	六郎
総括官（乳幼児教育・教育支援）	津島	伊保
参与	生田	徳廉
理事	榑原	恒雄
総務課長	江原	透
秘書広報室長	糸崎	誠二
教職員課長	山田	哲也
施設課長	吉田	宏
高校教育指導課長	竹志	幸洋
豊かな心と身体育成課長	阿部	由貴子

教育委員会会議定例会日程

			頁
日程第1	会議録署名者について		1
日程第2	第3号議案	広島県教育委員会公舎管理規則及び広島県教育委員会公有財産管理規則の一部改正について	1
日程第3	報告・協議2	高校生の就職をめぐる状況について	2
日程第4	報告・協議3	令和元年度の広島県における生徒指導上の諸課題の現状について	4
日程第5	第1号議案	知事の専決処分に対する意見について	8
日程第6	報告・協議1	令和3年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験の結果について	8
日程第7	第2号議案	教職員人事について	8

平川教育長： それでは、ただ今から本日の会議を開きます。
直ちに日程に入ります。
まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第22条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。
会議録署名者として、志々田委員及び菅田委員を御指名申し上げますので、御承諾のほどお願いいたします。

(承 諾)

平川教育長： 本日の会議議題は、お手元のとおりです。
議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますが、いかがでしょうか。
細川委員： 第1号議案は、議会提案前の内部検討を行うものであり、第2号議案は、個別の人事に関する案件であり、報告・協議1は、内部検討について報告を受けるものですから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。
平川教育長： ほかに御意見はありませんか。

(な し)

平川教育長： それでは、ただ今の細川委員の発議について採決いたします。
第1号議案の知事の専決処分に対する意見について、第2号議案の教職員人事について、報告・協議1の令和3年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験の結果については、公開しないということに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
したがって、本日の議題は、第1号議案、第2号議案及び報告・協議1は公開しないで審議することといたします。

第3号議案 広島県教育委員会公舎管理規則及び広島県教育委員会公有財産管理規則の一部改正につ

いて

平川教育長： それでは、第3号議案、広島県教育委員会公舎管理規則及び広島県教育委員会公有財産管理規則の一部改正について、吉田施設課長、説明をお願いいたします。
吉田施設課長： それでは、第3号議案について、御説明申し上げます。
広島県教育委員会公舎管理規則及び広島県教育委員会公有財産管理規則の一部改正についてでございます。
このたび、地方税法の一部改正に伴い、広島県分担金等に関する延滞金徴収条例の一部が改正されました。この条例改正を受けまして、この条例に準拠しております、広島県教育委員会公舎管理規則及び広島県教育委員会公有財産管理規則の附則の一部について、同様に改正を行いたいと考えております。
具体的な内容といたしましては、職員公舎の使用料や行政財産等の貸付料の納付が滞った際に生じます、延滞料の算定に用いる割合の名称が、特例基準割合から延滞金特例基準割合と変更されたことに伴い、規定を整理するものでございます。
なお、施行期日につきましては、広島県分担金等に関する延滞金徴収条例と同様に令和3年1月1日としております。
説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。
平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたら、お願いいたします。
細川委員： 今、御説明をいただきましたが、単に呼び名が変わったというか、内容については変わることはなく、名称等の変更のみでしょうか。
吉田施設課長： 単なる名称変更でございまして、内容等に変更はありません。
平川教育長： ほかに御質問はございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。
採決に移ります。
原案に賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案どおり可決されました。

報告・協議 2 高校生の就職をめぐる状況について

平川教育長： 続きまして、報告・協議 2、高校生の就職をめぐる状況について、竹志高校教育指導課長、説明をお願いいたします。

竹志高校教育指導課長： それでは、高校生の就職をめぐる状況につきまして、御説明いたします。
今年度の高校生の就職慣行につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、就職に係る推薦及び選考開始期日は1か月後ろ倒しされ、選考開始日を10月16日以降、複数応募開始日を11月1日以降に変更されました。

資料の1(1)の表を御覧ください。令和3年3月に、広島県内の国・公・私立高等学校を卒業予定の生徒の10月31日現在の就職内定率は61.0%でございます。この就職内定率を昨年度の採用選考開始月である前年9月末就職内定率57.9%と比較しますと、3.1ポイント高い状況でございます。

このような高い就職内定率を維持できたのは、資料の2にお示ししておりますとおり、本年7月末の求人倍率は前年同期より0.48ポイント低いものの、2.60倍であり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも一定の倍率が保たれていることや、各学校において、個々の生徒の進路希望及び学習状況等を踏まえたロードマップ等を作成するなど、生徒に寄り添い、組織的、計画的な就職指導に取り組んだ成果であると捉えているところでございます。

さらには、県教育委員会において、就職指導・支援の充実を図るため、国の補助金を活用し、就職指導支援員18名を19校20課程に配置したことも効果があったものと捉えております。

なお、資料1(1)の表の右側にお示ししたとおり、昨年10月末の就職内定率77.0%と比較いたしますと、16.0ポイント低い状況でございます。

各学校におきましては、ジョブ・サポート・ティーチャーや就職指導支援員、進路指導主事等が、就職を希望する生徒と面談を行い、どの企業に出願するかを一緒に考えたり、面接の練習をしたりするなどの丁寧な指導に取り組むとともに、生徒が希望する職種企業の求人開拓に取り組んでいるところでございます。

県教育委員会といたしましては、引き続き、新型コロナウイルス感染症による高校生の就職環境への影響を注視しつつ、広島労働局等、関係機関と綿密な連携を図り、未内定生徒などが早期の応募、受験ができるよう各学校を指導・支援してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

細川委員： 御説明ありがとうございました。先ほどの御説明によりますと、令和2年の3月卒は77.0%の就職率であったが、令和2年の10月末だと61.0%にとどまっているということでしたが、これは将来的に、年度末のところまで77.0%とか77.5%とか、例年並みの就職率まで上がる見込みがあるのでしょうか。

竹志高校教育指導課長： まず、先ほども説明させていただきましたとおり、10月末で集計をしておりますけれども、この度、主要就職慣行が一月遅れているということで、1人1社しか受けられない状況でありましたら、昨年9月末のものとは比較できるのではないかとということで御説明させていただいております。

しかし、子供の活動も3月末までという限られた時間になっておりますので、その辺りのところを見ますと、やはり10月末のものとも対比しながら、どういう形で進めてい

かないといけないかということは検討したいと思っております。10月末までのところと言うと、やはり16ポイント低いということになっておりますので、これについては関係機関と連携しながら、丁寧にやっていかないといけないと思っております。

少し具体を申しますと、これまでも未内定の生徒を対象とした就職ガイダンスというものもやっておりましたが、これについては、コロナの影響もあったのですが、ウェブで随時、子供たちがそういう企業のいろいろなプレゼンであるとかということが見ることができたり、応募ができるというようなこともありますので、そういったものもしっかり活用しながら、最後には例年以上の数値が出るぐらいの指導をしていきたいと考えております。

細川委員： 春、夏、そして、この秋以降と状況がいろいろあります。御案内のとおり、現在の日本では非常に憂慮するような状況もまた出てきて、年度末に向かって、企業の方もやはりいろいろ採用については、また変化があるのではないかなということをおもいますので、関係機関ともしっかりと協議いただければと思うのですが、その中でも一つ、普通科、専門学科、総合学科のうち総合学科の伸びが少し緩やかなのかなという気がするのですが、何かその辺りのところの原因はあるのですか。

竹志高校教育指導課長： これにつきましては、ジョブ・サポート・ティーチャーからの聞取りになるのですが、正直言いますと、サービス業等はやはり結構求人が少なくなっているということをおもっています。それで、総合学科の女子生徒等がサービス業にどうしても就きたいということで、自分の意思を貫いて受験をしたということをおもっています。しかし、企業側からすると採りたいところまで達していないという状況があり、うまく合格には至っていないという報告をいただいているところであります。一番大事なことは、この先、離職という問題がありますので、子供の意思も大事にしながら、柔軟に社会の中で対応していくという力も本当に必要になると思っておりますので、この辺りのところはこれから丁寧に共に指導して、自分の希望に合った就職先を見つけて受験させたいと考えております。

菅田委員： かなり企業を回っていただいて採用をとということで、そういった皆さんの御努力の結果、今のところ、順調な数字だとは思っています。新卒ではない広島県内の有効求人倍率が、去年から比べると相当落ちている中で健闘されているなど。

それで、先ほどお話がありましたように、やはり外食産業とかをはじめとするサービス業に本当は就きたい子供たちが違うところに就職せざるを得ないということで、2、3年後の離職率が気になる場所ですけれども、違う職業に就いてみて良かったなどということもありますので、2、3年後の離職率は仕方ないけれども、取りあえず社会に出ているような経験を積んでもらえるように、そういう指導をこれからも頑張りたいと思います。以上です。

竹志高校教育指導課長： この度、コロナウイルス感染症の影響があったということで、年度初めに、いつまでこの臨時休業が続くかということがありましたので、早い段階からジョブ・サポート・ティーチャーにも随時集まっていたいただき、ウェブ会議で毎月情報交換をして、その頃からかなり厳しくなるだろうという最悪の状況を想定しながら子供たちにも指導してもらって、本当に長い人生生きていくに当たって、自分の思うようにならないかもしれないけれども、ピンチがチャンスになるというようなところも話をいただいたりしながら、子供たちが前向きに取り組んでいけるような面談に取り組んでいただいているという報告を受けております。

これからもそれを大切にしながら、子供の夢の実現に向けて指導してまいりたいと思っております。

志々田委員： この出ている数字を計算すればいいのかもしれないのですが、まず、全体の卒業生のうち就職を希望する生徒さんは増えているのですか、減っているのでしょうか。

竹志高校教育指導課長： 減っております。具体の数字を申しますと、昨年度の卒業予定者数が2万3,408人に対して、今年が2万2,636人ということになっております。それに対して就職希望者数が329人減っているということで、割合からいまして、昨年が15.1%、今年が14.1%ということで、1ポイントほど希望者も下がっているという状況でございます。

志々田委員： それをどう読むかですね。この1ポイントの差は多少の差だとは思いますが、進学することだけが別に全てでもないのですが、進学するつもりもないのに就職があまり良くないようだから大学の進学で、後、就職という結果が出るものを少し後ろ向きに考えて進学するお子さんが増えるということがあると、これは別に余裕があって行けるのならばいいのですが、奨学金だとかいろいろなものを借りて、しかも学費

をそういう意味で負担をしながら、やはり大学進学は向かなかったというのが一番不幸な結果に、お金だけ持っていかれてということになると思うので、是非、そういう不本意な進学の方も目を向けていただけるといいのかなと。今年は就職が厳しそうだからというだけではなくて、コロナ禍でも果敢に自分の就職に前向きになれるような御指導がいただければというのが少し気になったのが1点と、もう一つ、もともと女子生徒の就職希望割合が低く、男子生徒に比べると女子生徒の方が就職を希望している人数が少ないのですが、こんなに男女差はないと思うので、女子生徒が高校卒業して就職を求めない理由というのが分かったら教えてください。

竹志高校教育指導課長： まず1点目の安易に進学等、確かにリーマンショックのときもかなりこういうことがありました。保護者と子供が進学先のことを話してなかった、もっと言うと、進学後にどれだけお金がかかるかという経済的な部分の説明がないままに、決まったはいいけれども幾ら払ってくれというところで、急遽、払えないということで、就職が変わったという事例があります。今、進路指導主事研修会等も含めてですけれども、そういった様々な事例がありましたので、子供たちには進路指導というのはマッチングだけではなく、最終的に経済的な部分、ここまでもしっかりと保護者と連携するよというところを、今、伝えてやっているとあります。

ただ、もう一度、これについては指導主事等が学校訪問をしておりますので、校長先生をはじめ、いろいろなところでそういったところも確認した上でという話はしていきたいと思っております。

次の女子生徒のところですが、これについて、細かく今まで分析したり、情報をといることがありませんでしたので、これについては、早急にそういった部分も情報を集めさせていただければと思っておりますのでございます。すみません。

志々田委員： 余計なお仕事を増やしてはいけないので、ただ、私が気にしたところは、もしかしたら、高校で卒業する女子生徒に魅力的な雇用の機会が少ないのかなと。例えば女子が好みそうな仕事、サービス、何が向いているのか分からないですけれども、男子の方は、よし、高校を卒業したら働いてみようと思えるような仕事がたくさんあって、女の子にはうーんと思う職種しか、もしかしたらないのかなという雇用の問題があるのかなと。仕事をするのに男女差があるとは思わないのですけれども、社会の期待する姿というのは如実に子供に反映するので、男性ばかりが魅力的に思える職業に偏らないような何らかの配慮が必要なかなと思っております、あまりにも数字が倍近く違うので、心配になったところでは。

竹志高校教育指導課長： おっしゃるとおり、産業別の例えば求人数等でいきますと、大体女子が希望する小売でありますとか卸、あと医療、福祉、この辺り、それと先ほど言いましたサービス、事務、これがかなり減少しているということを労働局の方も分析しております、これも大幅に減少というような捉えをしておりますので、間違いなく求人が減っているのはあると感じております。それが本当にそうかということ、また子供の生の声を吸い上げて分析したいと思っております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

報告・協議3 令和元年度広島県における生徒指導上の諸課題の現状について

平川教育長： 続きまして、報告・協議3、令和元年度広島県における生徒指導上の諸課題の現状について、阿部豊かな心と身体育成課長、説明をお願いいたします。

阿部豊かな心と身体育成課長： それでは、報告・協議3によりまして、令和元年度の広島県における生徒指導上の諸課題の現状について報告をいたします。

資料1ページには、令和元年度の広島県における生徒指導上の諸課題の概要を、資料2、3ページには、生徒指導上の諸課題の5年間の年次推移をグラフにし、3ページの下には各項目の諸課題の数値のピーク時との比較を表にして示しております。

2ページ、3ページのグラフを御覧ください。令和元年度の調査結果の概要としましては、暴力行為発生件数、長期欠席児童生徒数及び不登校児童生徒数については、前年

度より増加し、いじめの認知件数については中学校で4年連続増加しているものの、全体としては減少し、中途退学者数については減少している状況でございます。

資料4ページ以降には、各調査項目の年次推移及び全国との比較を示しておりますので、後ほど御覧ください。

令和元年度の生徒指導上の諸課題の特徴としまして、3点、御説明をいたします。

まず、1点目は暴力行為発生件数の増加でございます。特に小学校の低学年において増加をしております。市町教育委員会からの聞き取りによりますと、小学校低学年における暴力行為の増加につきましては、負傷等を伴わない、相手を押す、つねる、砂をかけるといった行為を軽微な暴力行為として計上をし、小学校で組織として対応した結果であると考えております。しかしながら、近年、暴力行為の増加が続いている状況につきましては、課題であると捉えております。

暴力行為発生の要因としましては、自分の要求が通らないことが相手への怒りとなって手が出てしまう、人間関係の希薄さなどから来る児童生徒のコミュニケーション能力の不足などが挙げられ、小学校低学年の早い段階から、児童自身が感情をコントロールする力や対人関係スキルを身につけるための支援が必要であると考えております。

今後、様々な研修や学校訪問等で、例えば人との関わり方について体験的に学ぶ指導方法について取り入れていくことを考えております。あわせて、乳幼児教育支援センターと連携し、指導主事等が協議をする機会を通して、幼児、児童の発達段階の状況や支援等について理解を深め、子供たちが安心して学校生活を送ることができるよう、幼小小連携等に係る研修の充実に取り組んでまいります。

2点目は、いじめの認知件数の減少でございます。昨年度と比較してみると、小学校低学年において、暴力行為が増加している一方で、いじめの認知件数は減少をしております。これは、暴力行為が発生した際、軽微なものでも組織として計上し、暴力行為としては指導されてはいますが、児童同士の一時的なもめごととして捉えられ、いじめとしては認知されていないことが原因の一つと考えております。

今後、生徒指導主事研修等におきまして、いじめ防止対策推進法に示された、いじめの定義に基づき、いじめを積極的に認知し、学校全体で組織として対応することの重要性を、事例を通して再確認し、各学校がいじめの見逃しを防ぎ、早期対応できるよう指導していく必要があると考えております。

3点目は、不登校児童生徒数の増加でございます。不登校の要因としましては、本人の無気力や不安、家庭に係る状況や友人関係をめぐり、学業の不振等が複雑に絡み合っており、それぞれの状況に応じた課題の解決方法が必要であると考えております。令和元年度から、新たに不登校等児童生徒支援指定校として、県内の小・中・高等学校29校を指定し取組を進めており、指定校における不登校児童生徒数が指定前年度と比べて、小学校においては20%、中学校においては6.1%、高等学校においては23.3%減少をしております。

こうした成果が出ている主な要因としまして、一つは管理職、生徒指導主事、学年主任、学級担任、養護教諭に加えて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどが集まり、定期的な支援会議で個々の状況を共有し、それぞれの立場から当該児童生徒の支援方法等を具体的に提案し、関わり方や声のかけ方について、学校全体で共通認識を持って取り組んだことが上げられます。

もう一つは、スペシャルサポートルームを整備し、個別の学習スペースを確保するなど、落ち着いて学習できる場所になるように工夫したことや、担当教員を配置して個に応じた寄り添った支援を行ったこと、スペシャルサポートルーム内での児童生徒のよりよい人間関係づくりに努めたことで、この部屋を利用した卒業生が、毎日居場所があつて安心できたでありますとか、教科の先生が来てくれて勉強ができたと言っているように、校内に安心して過ごせる環境を作ったことが上げられます。

後は、このような不登校支援の考え方や具体的な取組の好事例をまとめた資料を作成し、様々な研修で共有し、各学校及び市町教育委員会を支援してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願ひいたします。

近藤委員： 先ほどの御説明の中でもありましたが、不登校児童の増加のところで教えてください。小学校の不登校の生徒数が、平成27年度から比較すると倍に近い数になってきているかと思ひます。これは、小学校1年生から6年生まであつて、中学生の不登校の状況とい

うのが小学校から継続しているような例もあるとお聞きはしているのですけれども、小学校の6学年の中で分布といいますか、どういった学年に多いのかとか、だんだん増えてくるのかとか、そういった傾向を教えてくださいなと思います。

阿部 豊かな心と体育成課長： 今言っていたいただきました不登校児童生徒数につきましては、小学校ではやはり6年生の数としては多い状況ではありますが、どの学年においても同じような割合で少しずつ積み重なって増えているというような状況、傾向が見られます。中学校であれば2年生が多くなって、そして、中学校3年生で少し減ってくるというような状況、高校ではやはり高校2年生のところ少し高くなって、高校3年生で減ってくるというような、そういった傾向が見られています。

菅田 委員： NHKで、保育園、乳幼児期でコロナによってマスクで口元とかが見えない、顔の表情の半分が隠されているということで、乳幼児のコミュニケーション能力がかなり低下しているということと発達が遅れている傾向、おそれがあるという少し気になるニュースを見ました。暴力行為とかいじめとかいうのはやはりコミュニケーション不足とか、そういうことで、非常に、今後、そういうのが増えていくことにつながるかなということ、ニュースを見ながら不安に思ったのですけれども、今後、そういう幼稚園とかにはマスクではなくてフェースシールドを推奨するとか、そういうふうなのを少し検討していただいた方がいいのではないかなと思いました。

津島 敏裕(乳幼児教育・教育支援)： 今、その病気自体がどのような影響があるかというのはまだ不明確なところもありますので、そういったところが明らかになると、例えば乳幼児とかにはあまり影響がないということであればマスクはなくてもいいとか、そういうこともあるかもしれませんし、そういうところはもう少し情報も踏まえながら、あと、関係の方たちとのお話も聞きながら決定してまいりたいと思っております。よろしくをお願いします。

細川 委員： 先ほど近藤委員からも御指摘がありました、私も2ページの不登校児童生徒数のグラフを見ますと、平成27年度と比較して令和元年度が、小学校が約2倍に増えているということでしょうけれども、それに伴って中学校も高校も、同じように持ち上がりになるのだらうと思うのですけれども、増加傾向にあると見てとれるのですが、そうなる、まず、小学校の段階で、課長がさっきおっしゃったように、6年生が多いかもしれないけれども、早くは1年生から、3、4年ぐらいから来られなくなったとかも聞きますし、学年によらず小学校の段階で不登校が発生して、その後、高校までそれを引きずっていくという状況がよく分かるのですが、昨今の、本県、デジタル教育のこともあるのですけれども、いろいろな事情で不登校になっているという状況をベースに考えながら、私が一番問題なのは各校種、小・中・高を卒業するときに、その卒業のときにその子にちゃんと学力が付いて卒業ができていくかということが、それに見合っているかということが非常に問題ではないかと思うのですよね。学校に行けなかったとしても、必要な学力が付いているべきだし、そういう意味では今までの私たちの時代というのは、同じときに同じ場所で教育を受けるというのが基本で、それが当たり前だと思っていたけれども、今からは特に学校に行けてなくても、就職をちゃんとできて社会で頑張っているという子もたくさんいますから、そういう意味では育て方を、不登校というふうには捉えるけれども、どう育てていくかということが重要ではないかなと思うのですよね。

そういう中では、先ほど課長が29校のSSRの実績を基にという御説明もあって、学校に戻る子もいるけれども、戻らないまま卒業をする子供もいる中で、いわば不登校の子供って特別に支援が必要な子供でもあるのではないかなとも思うのですよね。そういう意味では小・中はほとんどが市町立の学校ですけども、少し極端なことを言えば、同じ状況の子供が同じ状況なら勉強できるということがあるのなら、県立の小・中でもいいから作っていただいて、不登校の子供に特化して、そこで責任を持って育てるといような器です、居場所も一つ、そろそろ必要になってくるのではないかな。民間でもいろいろやってくださっているけれども、やはり公教育が責任を持って育て上げるということをするのなら、本県でも考えられておるし取り組んでおられるいろいろなやり方、考えなどをベースに、また新たな、そういう視点で育ててみるのもモデルケースとしてどこからかやっていたくのも、もし成果が出るとしたら、それもいいのではないかなと思っております。

県北でも小規模の学校がたくさんある中で、その中で不登校がいらっしゃるの、それぞれ個別に対応する、そのエネルギーを一つに集めて、そこでじっくり育てるとい方法、廃校もたくさんありますので、できるのではないかなというのも関係者の中では話が出るところでありまして、少し突拍子もない御提案とか意見になったのですが、お

考えいただければなと思います。以上です。

阿部豊かな心と身体育成課長： これまでの大切に育ててきた学校教育の良さに加えて、新たな視点を取り入れていくときに、先ほど言っていたいただいた社会的な自立、子供たち一人一人の社会的自立をどのように私たちが支援をしていくかという点において、学校現場でどんなことができるかというのは考えていく必要があるかと思います。

その一つが、先ほど言っていたいただいた学力の保障の面と、そして、やはり居場所といえますか、その子が安心して悩みも少し打ち明けながら話ができる環境というのが必要かと思います。そうした中で、現在、教育委員会としまして、個別最適な学びというのが、どういう形で実践的にできるかというのをやっております、できれば、先ほど要望を言っていたいただいたものがすぐできるかというとなかなか難しいところがございますので、これまでやってきた不登校等児童生徒支援指定校の成果をできるだけ具体的に広げていって、学校の中でどんなところに取り入れていただけるかということを考えていただく機会を多く設けていきたいと考えております。

志々田委員： 今、細川委員が言われたこと、とても大事なことだなと私も思っていて、同じようなことを思っていたのですけれども、長期欠席と不登校が総じて伸びている。つまり不登校の子だけが伸びているわけではなくて、30日以上断続的に休む子も中学校で増えている。つまり全体的に言う学校に行きたくないという子供の割合が確実に増えている。しかも子供の数は減っているわけですから、かなりの数、増えてきているということになるのだらうと思います。つまり、やはりいろいろなものが選択できるような社会の中で、学校という今までのやり方が一部の子供たちにとっては合わなくなっていることも確かなのかなと。このデータを見ると、いろいろな手だてを講じて、先生方はここ何十年ずっと努力をされてきているのにもかかわらず、それでも数が伸びるというのはやはり時代の背景と教育の質というものが合致してないということなのかなと。改めて辛いデータだなと思いつつ見ました。

そういう意味では、高校は20年ぐらい前にいろいろな選択の幅を広げていこうということで、総合学科だとか定時制だとか、それから通信制だとか、いろいろなやり方をチャレンジして、少しずつ退学率を減らしてきたという実績があると思います。例えば小学校や中学校でも定時制や義務教育などで勝手に広島県教委がやるわけにはいかないのですが、それも少し定時制だとか通信制だとか、いろんな発想を持って、学校に来るか来ないかで判断するのではなくて、学んでいる時間がどれぐらいなのかというような視点で子供たちの支援を考えていくと。何かどうしても学校に行きたくない理由は何と言うと、何かいじめられているみたいなのではなくて、何にもないけれども行きたくないのだと思うのですよね、多分。という子もいると思うので、何か違うアプローチで少し聞き取りができると、次の打開策が見えてくるのかなと思いました。

非常に努力されている先生方には申し訳ないけれども、改善が見られない辛い現実を今日見させていただいたなと思ったところです。以上です。

阿部豊かな心と身体育成課長： 今言っていたいただいた長期欠席、不登校ともに増加しているというのは、非常に大きな課題だと捉えておりますし、学校現場で一生懸命先生方が取り組んでいただいていることも事実でございます。

その中で、長期欠席の中で言うと、不登校分が増加をしております、病気であるとか、ほかのものが増えてない状況で言うと、やはり不登校にどのようにアプローチするかということが、先ほど委員が言っていたような、例えば中途退学の率が下がってきている要因の中にある、子供たちの声をしっかり聞いて、高校1年生の春の段階でしっかり受け止めたり説明したりするといったことが、先ほど少し説明させていただいた、不登校の支援会議においても共通的に言えるものというのが出てまいりましたので、選択肢でありますとか、どういうふうに先生方に対応していただくのがいいかというのは、やはり成果を広げていく必要があると考えております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

続いて、先ほど公開しないと決定いたしました議案について審議を行いますので、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。

(13 : 41)

【非公開審議】

第1案 知事の専決処分に対する意見について

知事の専決処分に対する意見について，審議の結果，全員賛成により原案どおり可決した。

報告・協議1 令和3年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験の結果について

令和3年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験の結果について協議した。

第2号議案 教職員人事について

県立学校教諭の横領に係る人事措置（懲戒免職）について，審議の結果，全員賛成により原案どおり可決した。

(14 : 58)